

庁用車車両管理委託業務に係る仕様書

令和7年3月

和気町

1 仕様書概要説明

(1) 委託件名

和気町庁用車車両管理委託業務（自動車メンテナンス委託等の長期継続契約）

(2) 委託の概要

和気町が所有する公用車について、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況維持のため、保守点検、整備及び維持管理の手続等を委託する。

(3) 委託の期間

①公用車メンテナンス委託

令和7年5月1日から別紙「対象自動車一覧に記載するサービス終了日」までを委託期間とする（各車両により期間が異なる。）。ただし、本業務を適正に履行している場合は、随意契約により1年間から4年間までの単位で契約を更新することができるものとする。この場合において、更新時における契約金額及び車両メンテナンス実施工場の選定においては、委託者及び受託者協議の上、決定するものとする。

(4) 契約・支払方法等

受託候補者とは公用車メンテナンス委託に係る契約を行い、月額払とする。

2 公用車メンテナンス委託

(1) 委託業務に含むもの（詳細は別紙2「公用車メンテナンス業務の内容」に記載）

①継続車検整備及び法定点検等の定期点検整備

なお、定期点検は別紙1「対象自動車一覧」を参照の上、各自動車に設定する。

②継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用

③エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換、補充

④摩耗度に応じた夏タイヤ並びに冬タイヤ（必要な車両のみ含む。冬タイヤ用ホイールは含まない。）の交換

⑤走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理

⑥点検整備時における代車の提供（別紙2記載のスケジュール点検時は除く）

⑦委託期間中の重量税の納付

⑧委託期間中の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の付保

⑨契約情報及び整備内容を閲覧できる車両管理web情報サービスの提供

(2) 委託業務に含まないもの（詳細は別紙2「車両メンテナンス業務の内容」に記載）

①車両に付随する架装部分の点検、修理及び取替など

- ②文字・マーキングの書換え又は張替えに要する費用
- ③事故等の外的要因による修理
- ④自動車の品質や機能に影響がない経年劣化や感覚的な現象
- ⑤委託者の過失によるもの（取扱不備による故障、バッテリー上がりなど）
- ⑥燃料の補給
- ⑦車両の清掃

(3) 委託対象車両ほか各種情報

- ・別紙1「対象自動車一覧」記載のとおり

(4) その他要件

- ①指定工場の選定については、登録名簿に登録のある町内業者から選定、委託者及び受託者協議の上、取り決めるものとする。
- ②緊急時のトラブルに際し24時間365日問い合わせ可能な問合せダイヤルを有し、委託者が依頼したときは、直ちに実施できる体制を整えておくこと。
- ③委託期間中に、対象車両の事故や低年式による修理不可等のやむを得ない理由により、対象車両の委託契約の継続ができない場合においては、委託者は当該車両の委託契約を解除することができ、それに係る費用負担はないものとする。
- ④上記によらない発注者の都合による解約の場合には、受託者は次の金額を解約手数料として委託者に請求できるものとする。
 - ア 本契約が解約されるまでに車両メンテナンスサービスとして契約車両の継続検査を実施したとき サービス料の3か月分
 - イ ア以外るとき サービス料の1か月分

3 共通遵守事項

(1) 研修・支援等

- ①システム導入時には、本稼働前に本町職員が自由に操作練習できる環境を用意するとともに、操作を問題なく習得できるよう、十分な操作研修・支援を行うこと。
- ②システム運用に必要な操作マニュアルの電子データ及び製本したものを1部提出すること。

(2) 情報の取り扱いについて

- ・本業務に使用する目的以外で、対象者の個人情報を収集又は使用してはならない。
- ・個人情報の漏洩等が起らないよう万全の措置を講じなければならない。
- ・本業務において知り得た秘密事項は、適正に管理するとともに、第三者に開示してはならない。